

指定訪問看護 重要事項説明書

当事業者が提供する指定訪問看護の内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業所の名称	医療法人 志太会
主たる事務所の所在地	4 2 1 - 1 1 3 1 藤枝市岡部町内谷 6 0 - 2
電話番号	(0 5 4) 6 6 7 - 3 7 3 0
法人の種別及び名称	医療法人 志太会
代表者	医師
代表者氏名	三輪 一太

事業所の名称	志太訪問看護ステーション
事業所の所在地	藤枝市岡部町内谷 6 0 - 2
訪問看護ステーションコード	5 2 9 0 0 1 1
指定年月日	平成 9 年 2 月 1 日
交通の便	静鉄バス 藤枝市岡部支所前 徒歩 5 分
通常の実業の実施地域	藤枝市旧岡部町・広幡地区

2 職員の概要

職種	資格	員数	勤務の体制	
管理者	看護師	1 名	常勤	1 名
看護師		2 名	常勤	2 名

令和 7 年 1 月現在

3 サービスの提供時間

平日	8：30～17：30
土・日・祭日	休み
営業をしない日	年末年始（12月30日～1月3日） 法人の指定する日

4 事業所の運営方針

24時間安心して在宅療養を送れることを支援し、本人の生きる意欲をひきだせるように関わりのもてる看護を目指しています。

5 利用料金

(1) 医療保険制度の指定訪問看護の提供に際し利用者が負担する料金は診療報酬の法廷自己負担額分です。料金表別表にて説明します。また、訪問時にかかる交通費につきましては自己負担をお願いいたします。

(2) その他の費用

指定訪問看護を提供するため、利用者宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者負担となります。

(3) 料金の支払方法

利用者が当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月10日までに前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので28日までにお支払い下さい。支払方法は、原則として口座振替にてお支払いいただきます。

(4) キャンセル料

利用者都合により当日の指定訪問看護をキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。キャンセルする場合には、至急当事業者に連絡してください。

ご利用日の2日前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前日までにご連絡いただいた場合	基本料金の50%
ご利用日の当日までにご連絡が無かった場合	基本料金の100%

(5) その他

- ・利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市の窓口へ提出して差額の払い戻しを受けてください。
- ・医療保険制度が改定された場合の料金改定については、別紙にて案内いたします。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ・当事業者に電話でお申し込みください。担当職員が自宅に伺い、当事業者の訪問看護の内容等についてご説明します。
- ・この説明書により同意を得た後、当事業者の看護師が訪問看護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア) 利用者都合によりサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに文書で申し出てください。

イ) 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の1ヶ月前までに、文書により利用者に通知します。

ウ) 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・利用者が入院、施設入所した場合
- ・利用者が亡くなったとき

エ、その他

- ・当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者、その家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・利用者がサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 サービスの内容

当事業者が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

内 容	カテーテル管理 褥瘡処置、排便コントロール 清拭、洗髪等 気分転換（散歩） 介護指導 その他
-----	---

- ・サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、分かりやすいように説明します。
- ・訪問看護を行うにあたっては、主治医の文書による指示に従います。

8 職員について

担当は決めておりません。24時間連携をしておりますので全員で訪問させていただきます。（職員は常に身分証明書を携帯しているため、必要な場合は提示をお求めください。）

9 緊急時の対応方法

訪問看護の提供中にあなたに容体の変化等があった場合は、速やかにあなたの主治医に連絡します。

主 治 医	氏 名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏 名	
	連絡先	

10 苦情処理

利用者は、当事業者の指定訪問看護及び指定予防訪問看護の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。

苦情相談窓口

担 当 大石 文乃
電話番号 054-667-3730

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

静岡市	担当窓口	介護保険課
	電話番号	054-221-1088
藤枝市	担当窓口	福祉政策課
	電話番号	054-643-3148
国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護苦情相談
	電話番号	054-253-5590

11 虐待の防止について

事業者は利用者と人権の擁護虐待の防止等のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し職員に周知徹底を図ります
- 2) 苦情解決体制を整備しています
- 3) 虐待防止を啓発普及するための研修を職員に対し定期的実施しています
- 4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者 管理者 大石 文乃

- 5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します

12 衛生管理等について

- 1) 看護職員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います
- 2) 指定介護予防、指定介護訪問看護事業所の設備および備品等について衛生的な管理に努めます
- 3) ステーションにおいて感染症が発生し、または蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ①ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね回6か月に1回以上開催します。また、その結果について従業者に周知徹底をしています。
 - ②ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害が発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で、早期の業務再開を図るための計画（業務継続

計画) を策定し当該業務継続計画にしたがって必要な措置を講じます。

- 2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的
に実施します
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

14 社会情勢及び天災時の訪問看護について

- 1) 社会情勢の急激な変化は地震の災害など著しい社会秩序の混乱などによりステーションの義務の履行が難しい場合は一定時間の調整をさせていただく場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化が地震や風水害など著しい社会秩序の混乱などによりステーションの業務の履行が遅延もしくは不能になった場合はそれによる損害賠償責任をステーションは負わないものとします

令和 年 月 日

(事業者)

指定訪問看護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地: 藤枝市岡部町内谷 60-2

名称: 志太訪問看護ステーション

説明者: _____

(利用者)

この説明書により、指定訪問看護に関する重要事項の説明を受け、同意しました。

住所: _____

氏名: _____

(代理人)

住所: _____

氏名: _____

令和 6年 4月 1日改訂

令和 7年 1月 1日改訂